

公益社団法人大阪府産業廃棄物協会
環境基金助成対象調査研究事業助成実施要項

平成 29 年 1 月 25 日

1. 目的

本助成事業は、公益社団法人大阪府産業廃棄物協会（以下「本会」という。）が公益事業の一環として実施するもので、次の本会基金規則に定める基金事業に要する費用の助成又は一部助成を行い、その成果を通じて、環境保全の啓発と排出事業者を含め産業廃棄物処理の適正化等を図ることを目的とする。

- (1) 産業廃棄物の適正処理に関する普及啓発事業
- (2) 産業廃棄物処理業者育成のための研修事業
- (3) その他この基金の目的を達成するために必要な事業

2. 助成対象者

次に掲げる国内の調査研究機関等に所属するものとし、代表研究者は、直接的に学術研究活動を行っている者とする。

- (1) 地方公共団体の試験研究・技術開発機関
- (2) 学校教育法に基づく大学・短期大学・高等専門学校及びその附属研究・技術開発機関
- (3) 独立行政法人の試験研究・技術開発機関
- (4) その他の非営利法人（調査研究・技術開発に関する業務を行うものに限る。）

3. 調査研究の対象課題

研究者等が、次に掲げる課題に関するものであって、本基金の目的と合致するものを対象とする。なお、複数年次にわたる調査研究事業等については最長 3 年までとし、初年次に複数年次にわたる調査研究事業計画等を明示すること。助成の可否については、次の事業として適合するものを毎年環境金運営委員会において審査を行い決定する。

- ① 産業廃棄物の適正処理に関する普及啓発・リサイクルに関する調査研究事業
- ② 産業廃棄物処理業者育成のための調査研究事業
- ③ その他この基金の目的を達成するために必要な調査研究事業

なお、助成対象となった研究事業等については、その成果を積極的に発表・公表するものとし、その際、本会の助成を受けて実施した研究事業等であることを明記すること。

4. 助成金額

原則として、200 万円を上限とし、審議により助成額を決定する。

5. 助成期間

基本的に年度内に完結するものとし、年度末までに調査研究の成果が得られるものとする。

ただし、同一研究テーマが完結するまで複数年助成を認める必要がある場合、年度毎

に申請し審議の採択を得た場合について、最大3年間までとする。(この研究助成制度が存続する場合とする。)

6. 助成金の申請

助成金の交付を受けようとする研究者等は、調査研究事業助成制度取扱要領(以下「取扱要領」という。)に定める申請書に必要な書類を添付して、取扱要領に定める期間内までに本会に提出するものとする。ただし、申請は、1研究者1件までとする。

7. 審議及び決定

- (1) 調査研究の対象課題及び金額にかかる審議は、本会環境基金運営委員会が行うものとする。
- (2) 審議にあたっては、本会基金規則に定める基金事業の趣旨との適合性、調査研究の独創性・先進性、成果の社会的貢献度、計画の妥当性をもとに評価するものとする。なお、所要経費の妥当性も含むものとする。
- (3) 本会会長は、環境基金運営委員会の審議結果をもとに調査研究課題及び助成額の決定を行い、申請者に通知する。

8. 助成の取消し等

助成金の交付決定を受けた研究者等が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の全部または一部を取り消し、すでに交付のあった助成金の全部または一部を返還させることができるものとする。

- (1) 助成金の請求に関して虚偽又は不正の事実がるとき。
- (2) 助成対象調査研究の未着手又は中止のとき。
- (3) この要領の規定に違反したとき。
- (4) その他、本会が助成金を交付するに適さないと認めたとき。

9. 実績報告書及び請求書の提出

助成金の交付決定を受けた代表研究者は、その年度末日までに取扱要領に定める「実績報告書」及び「助成金支払請求書」に必要な書類を添付し、本会に提出するものとする。

10. 助成金の支払い

本会会長は、報告書を受領した場合にはこれを審査し、その報告に係る調査研究等が助成金の交付決定の内容に適合すると認めたときには、請求書により助成金を交付するものとする。

11. 助成の交付条件

- (1) 申請者は、交付決定の通知を受けた後に調査研究を中止しようとするときは、速

やかに取扱要領に定める中止申請書を本会会長に提出しなければならない。なお、助成金の概算払いを受けている場合は、助成金を本会に返還しなければならない。

(2) 申請者が、交付決定時に通知する期限までに正当な理由なく研究成果及び助成金使途の報告を行わなかった場合は、返還の請求及び交付の停止を行うものとする。

12. 調査研究事業報告書等

申請者は、調査研究の成果及び助成金使途（収支明細書等）について、助成決定時に通知する期限までに本会に報告しなければならない。

13. 調査研究成果の公表

(1) 本会及び環境基金運営委員会は、助成した調査研究の内容等について、必要に応じて申請者に対し報告を又は説明を求めることがある。

(2) 助成を受けた者は、調査研究の成果について、公表に努めるものとし、公表にあたっては本会の助成を受けている旨を明記するものとする。

14. 知的財産権等の帰属

助成を受け調査研究成果から発生する知的財産権等については、調査研究者又は調査研究者の所属するものとする。

15. 成果発表会

助成を受けた者は、その研究成果を、本会が開催する成果発表会において発表しなければならない。また、本会が編集する機関誌等への掲載等にも応じなければならない。

16. 調査研究事業の助成の取扱いに関し必要な事項は別途定めるところによる。

附則：本要項は、平成 29 年 1 月 25 日から施行する。